四　海老川水門

次に掲げる地点を順次結んだ線及び⑬に掲げる地点と⑯に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

⑬　北緯三五度四一分二五秒二〇三七　東経一三九度五九分一二秒六一六一の地点

⑭　北緯三五度四一分二四秒二四四一　東経一三九度五九分一五秒四七九二の地点

⑮　北緯三五度四一分二四秒六四四〇　東経一三九度五九分一五秒六八二三の地点

⑯　北緯三五度四一分二五秒六〇一八　東経一三九度五九分一二秒八一四八の地点

○関東地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
調布市飛田給一丁目三四番四七から同市飛田給一丁目三四番一八まで	前	二二・七三～二二・七三メートル	
	後	二二・七三～三九・八〇メートル	
		一七・〇四二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
那須塩原市三区町六三一番六一から同市西富山字接骨木道東一四五番二まで	前　B	一四・〇〇～四六・〇〇メートル	
	A	〇・〇〇～九三・六二	
	後　B	一四・〇〇～四六・〇〇メートル	
	A	〇・〇〇～九三・六二	
〃	前　B	一四・〇〇～四六・〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	〇・〇〇～九三・八五	
〃	後　B	一四・〇〇～四六・〇〇キロメートル	
	A	〇・〇〇～九三・八五	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	那須塩原市西富山字接骨木道西八五番二から同市西富山字接骨木道東一〇八番一七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
〃	那須塩原市東三島五丁目一〇三番七から同市東三島五丁目五二六番一九地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	伊勢原市善波字大神原一四〇六番一から同市善波字大神原一四一〇番二八まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
市川市田尻二丁目一七二番一から同市田尻二丁目二六番二まで	前	九四・二五～一八七・三五メートル	
	後	九四・三五～一六二・七七メートル	
		〇・二二四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○北陸地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市茶屋ケ原字鳥が首九六四番三から同市茶屋ケ原字岩の原べろ一六六九番二まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭